

# 震

付編・東海地震に係る周辺地域としての対応計画
風水害等編
大規模事故編
放射性物質事故編

第1章 総則

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

震-2

第2 計画の概要

震-2

## 【震災編】 柏市地域防災計画修正箇所比較

(見え消し)

追加：○○○○ (下線)

削除：~~○○○○~~ (取り消し線)

※見え消しのため、「震 - ○○ (ページ数)」については実際のものとは一致しません。

第4節 災害時の相互応援に備える

第1 応援・受援体制の構築

震-79

第2 応援・受援体制の拡充・強化

震-81

第3章 応急対策計画

第1節 活動体制を整える

第1 基本的事項

震-87

第2 活動体制

震-104

第2節 被害を最小限にいとめる

第1 情報収集・伝達

震-108

第2 消防・救助

震-118

第3 医療・救護

震-121

第4 応援要請・市外被災地支援

震-127

第5 要配慮者支援

震-136137

第6 避難対策

震-140141

第7 帰宅困難者支援

震-148149

第8 輸送支援

震-150151

第9 物資供給・給水

震-153154

第10 遺体対応・行方不明

震-156157

第11 災害拡大防止対策

震-159161

第3節 まちの機能を回復させる

第1 ライフライン・道路の応急復旧

震-163165

第2 建物等の応急復旧

震-170172

第4節 被災者生活を支援する

第1 保健・環境衛生

震-175177

第2 生活安定・安全対策

震-180182

第3 相談対応

震-184186

第5節 災害救助法・激甚災害指定業務

震-185187

第4章 復旧・復興計画

第1節 生活の安定化を目指す

震-190192

第2節 施設を復旧する

震-195197

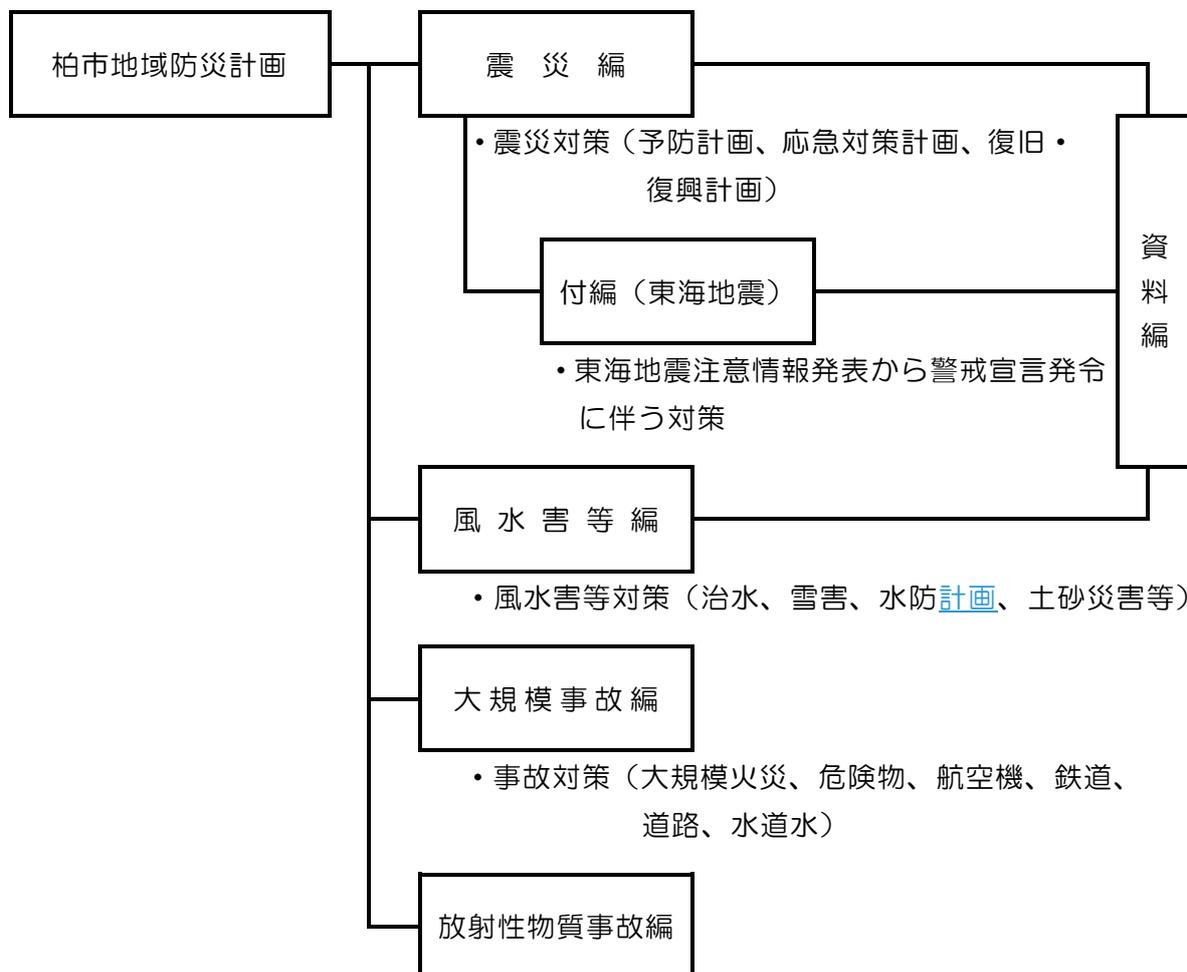
第3節 早期に復興する

震-196198

キーワード検索

震-197199

震一 3 風水害等編と水防計画を統合したことに伴い、構成図の文言を「水防」から「水防計画」に修正



震一 1 7 人口，世帯数等を令和 2 年度国勢調査に合わせて修正

1 人 口

(1) 人口と世帯

東京都心からわずか 30km 圏にある柏市は、我が国経済の高度成長期以降、東京圏への人口集中の影響を直接受け人口が著しく増加し、平成元年には 30 万人を、平成 22 年には 40 万人を突破した。

平成 27 年令和 2 年 10 月 1 日（国勢調査）現在の人口は 413,954,426,468 人、世帯数は 175,694,188,022 世帯であり、平成 2 年比 27 年比で 35.73.02%増加している。また、「柏市の将来人口推計（平成 30 年 4 月）」によると、2025 年の 433,481 人をピークに減少することが見込まれている。

なお、平成 17 年 3 月 28 日に沼南町と合併し、平成 20 年 4 月からは、中核市の指

定を受けた。

人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	1世帯当人口 (人/世帯)
<del>429,070</del> 426,468	<del>190,058</del> 188,022	<del>739.53</del> 716.8	2.3

※ 令和元年2年10月1日現在—~~柏市毎月常住人口~~日国勢調査

### 震—32 町会・自治会・区等の数を修正

#### (2) 町会・自治会・区等

町会・自治会・区等は、令和3年3月4月1日現在、~~296~~295団体が組織化されている。災害対策においては、その組織力を生かして「共助」の中心的な役割を担うことが求められる。日ごろの地域活動の機会をとらえて、下記のような災害対策に関する活動を盛り込んでいくことが重要である。

### 震—33 防災推進員の任期及び支援内容を修正

#### ③防災推進員の指名

自主防災組織の活性化を目的に平成10年度から各組織3名以内の「防災推進員」を指名している（任期は~~2年~~1年）。「防災推進員」が地域の防災リーダーとして活躍できるよう講習会を開催する等、知識と技術の習得を支援し、地域防災リーダーの着実な人材育成を図る。

### 震—36 自主防災組織について現状値及び団体数を修正

#### 目標水準

指標の名称	現状値 ( <del>平成30年度</del> 令和3年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
自主防災組織の結成	<del>82.0%</del> 5.3%	85%	町会・自治会・区等( <del>297</del> 295団体)の内、自主防災組織を結成している割合

震一 3 8 避難所運営組織の結成率を最新のものに修正

目標水準

指標の名称	現状値 (平成30年度 令和3年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
避難所運営組織の結成	<del>10.0%</del> 3.9%	100%	指定避難所に対する避難所運営組織の結成割合

震一 3 9 人材の育成・確保の関係機関に、災害支援ネットワークちば（CVOAD）を追加

第3 人材の育成・確保

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、都市部	柏市社会福祉協議会、大学、千葉県建築士会、千葉県建築士事務所協会、柏市国際交流協会、 <a href="#">災害支援ネットワークちば（CVOAD）</a>

震一 3 9 人材の育成・確保の施策方針に、災害支援ネットワークちば（CVOAD）を追加

施策方針

1 人材の育成・確保

災害時に必要となる有資格者の育成と確保に努めるとともに、市社会福祉協議会やNPO法人、民間の災害支援団体等との協定締結を促進する。また、上記の法人・団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターの養成を支援するとともに、災害時における三者連携（行政、柏市社会福祉協議会、NPO法人等）の推進に努める。

震一 4 1 女性防災リーダーの指名状況について現状値を修正

目標水準

指標の名称	現状値 (平成30年度 令和3年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
女性防災リーダーの指名	<del>13.6%</del> 4.3%	25%	危機管理・防災統括リーダー（管理職）の内、女性が占める割合

**震災—42** D I G 訓練の実施状況について削除

指標の名称	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
D I G 訓練実施	20%	100%	ふるさと協議会中、D I G 訓練を実施した割合

**震災—50** 耐震化について現状値と目標値を修正

**目標水準**

指標の名称	現状値	目標値	指標の説明
小中学校の耐震化	100%	100%	施設の内、耐震改修を実施した割合 H28年3月末日で100%となり完了
住宅の耐震化	<del>83%</del> (平成30年度) 92% (令和2年度)	95% (令和2年度7年度)	全住宅の内、国土交通省の耐震化基準に基づく推計割合
水道管の耐震化	<del>29.5%</del> (平成30年度) 31.9% (令和2年度)	35.9% (令和7年度)	配水管等の総延長の内、耐震性を備えた管延長の割合。 <del>平成30年度末日現在。</del>

震— 5 2 避難準備・高齢者等避難開始→高齢者等避難 に修正  
 避難勧告，避難指示（緊急）→避難指示 に一本化  
 災害発生情報→緊急安全確保 に修正

【避難情報】

災害時に防災行政無線やメール配信を通じて出す避難情報には、状況によって違いがある。

①避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）

避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をする。その他の人は、避難の準備を整える。

②避難勧告指示（警戒レベル4）

速やかに避難先へ避難する。

公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。

~~③避難指示（緊急）（警戒レベル4）~~

~~避難勧告（警戒レベル4）が発令されている状況下で、緊急的または重ねて避難を促す場合に発令する。避難先等安全な場所に緊急避難する。~~

④災害発生情報確保（警戒レベル5）

既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る。

震— 5 4 かしわメール配信サービスの登録者数を修正

目標水準

指標の名称	現状値 (平成30年度 令和3年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
防災行政無線（固定系）整備	190箇所	190箇所	緊急情報を音声で伝える設備の設置数
かしわメール配信サービス登録者	<del>3万5千人</del> 3万9千人	5万人	市からの緊急情報や有用情報をメールで伝える事業の登録者数

震—56 非常時の電源，給水，トイレの整備について記載

2 避難所の施設整備

市は、避難所に指定された建物について、次の点に留意し、施設の整備に努める。

- 避難生活の長期化、要配慮者に対応するための通信機器や換気、適温管理、照明施設等避難生活の環境を良好に保つための設備を整備する。
- 非常用の電源，給水，トイレを整備する。
- 幅広い年齢・性別・家族構成の避難者に対応するため、テント型の更衣室・授乳室、家族のプライバシーが確保することのできる備蓄を整備する。
- 平時より動物専用避難所、同行可能避難所の候補地を検討する。
- 発災時の避難誘導を速やかに行うため、避難所表示板や誘導板を整備する。整備にあたっては、ユニバーサル・デザインや多言語化を図り、分かりやすい表記とする。
- 季節に配慮した備蓄品（感染症対策用備蓄品）の整備、もしくは供給に向けた協定締結に努める。
- 各近隣センターに対して、Wi-Fiスポットを整備する。
- 各近隣センターにおける要配慮者支援として、近隣センター1階に敷くことができるようなシートやマットを配備するとともに、大規模改修の機会を捉え、バリアフリー化に配慮した設備を整える。
- 周囲の環境（音、光、臭気）に敏感な方に配慮する。
- 障害者に対しては、特性に応じた対応が必要となるため、家族の方等と協力し、きめ細やかに対応する。

震—57 現状値を平成30年度から令和3年度に修正

目標水準

指標の名称	現状値 (平成30年度 令和3年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
広域避難場所の拡充	4箇所	5箇所	災害時に避難できる避難場所数
指定避難所の拡充	109箇所	110箇所	災害時に避難できる施設の施設数

震—59 避難体制の確立について削除

目標水準

指標の名称	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和3年度)	指標の説明
避難体制の確立	—20箇所	—62箇所	<del>土砂災害危険箇所(62箇所)の内、住民等の避難体制を整えた区域</del>

震一61 住宅用火災警報器の設置について現状値を修正

目標水準

指標の名称	現状値 (平成30年度 令和3年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
住宅用火災警報器の設置	68% 75.3%	100%	住宅用火災警報器の設置割合

震一63 ペットとの避難について文言を修正

3 ペットの救護・保護体制

獣医師会等関係団体との連携を強化し、救護・保護体制を構築する。

ペットの救護・保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東葛地域獣医師会等関係団体と協定締結を推進し、迅速に保護活動が行える体制を整える。</li> <li>■ 日本獣医師会や千葉県獣医師会等と、平時からの情報交換体制を構築しておく。</li> <li>■ 市と保健所、保健所(柏市動物ふれあいセンター)と県動物救護本部の連絡体制を整える。</li> <li>■ ペットとの同行共に避難することが可能な避難所の指定や、受入れ可能施設との協定締結に努める。</li> <li>■ 避難所運営マニュアルに、ペットの同行と共に避難することや避難所における救護活動の観点を盛り込んでいく。</li> <li>■ 動物救護センターの設置場所を検討しておく。</li> </ul>
-----------	---

震—66 備蓄品数について実績値を最新のものに修正

【主な備蓄品の目標と実績】

令和3年4月3月現在

	品目	目標	実績
食糧	保存食	400,000食	<del>296,287食</del> 3
		(発災から3日後までの避難者に必要な数)	23,797食
飲料水	保存水(500ml)	20,000本(避難所×200本)	32,568本
資機材	毛布	40,000枚	<del>33,527枚</del> 35,
		(発災から3日後までの避難所避難者に必要な数)	127枚
	仮設トイレ	300台(避難所×3台)	300台
	簡易トイレ	1,300台(避難所×13台)	2,594台
	非常用トイレ袋	437,000枚	<del>368,014枚</del> 3
		(発災から3日後までの避難者に必要な数)	75,614枚
	バーナーセット	100台(避難所×1台)	84台
	かまどセット	300台(避難所×3台)	255台
	発電機	200台(避難所×2台)	<del>300台</del> 318台
	投光器	100台(避難所×1台)	<del>111台</del> 136台
簡易更衣室	200台(避難所×2台)	200台	
間仕切り	3,000組(避難所×30組)	3,435組	

震—66 小中学校の教室倉庫について現状値を修正

(1) 防災備蓄倉庫の整備

今後、物資・資機材を目標に従って備蓄した場合、保管するための倉庫が不足する。このため、コミュニティエリア(21エリア)ごとの分散備蓄を基本として、避難所となる市立小・中学校等の余裕教室等、既存施設の利用を積極的に進める。

【防災備蓄倉庫】

令和3年4月3月現在

種別	場所	箇所数
単独倉庫	公園、学校の校庭等	32箇所
教室倉庫	小中学校の教室等	<del>12箇所</del> 11箇所
計		<del>44箇所</del> 43箇所

- 震—66** 備蓄物資について資機材の文言を修正  
 屋根付き間仕切りパーティション→パーティション用屋根 に修正  
 多目的ベッド→簡易ベッド に修正

**(2) 備蓄物資の避難所配備**

指定避難所となる学校、近隣センターには、初動期に必要な最低限の物資を分散配備したうえで、避難所運営グッズの内容がそろっているか、期限切れなどはないか等を定期的に確認するよう努める。

**【指定避難所の備蓄物資】** ※ ( ) 内は近隣センターの保管数量

	品目	数量
食糧	保存食	200食(100食)
飲料水	保存水(500ml)	264本(504本)
資機材	毛布	200枚(50枚)
	発電機	1台(1台)
	投光器	1台(0台)
	非常用トイレ袋	200枚(200枚)
	間仕切りパーティション	20張(20張)
	屋根付き間仕切りパーティションパーティション用屋根	10張(10張)
	多目的簡易ベッド	20台(20台)
	避難所運営グッズ	1セット(1セット)

- 震—68** 防災用簡易井戸について箇所数を修正

**【応急給水所】**

令和4年3月現在

	設備名	箇所数	備考
飲料水	災害用井戸	16	各コミュニティエリアに最低1箇所整備
	耐震性貯水槽	7	
	民間協定井戸	6	新たな協定締結を推進
	水源地	5	
	給水タンク	6	
	その他	1	
	計	41	
生活用水	防災用簡易井戸	<del>48</del> 19	手押し式
	災害用井戸協力の家	30	
	計	<del>48</del> 49	

震一 6 8 食料の備蓄について現状値を最新のものに修正

目標水準

指標の名称	現状値 (平成30年度 令和3年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
食糧の備蓄	<del>63%8</del> 0.3%	100%	食糧の備蓄目標に対する備蓄達成割合

震一 7 1 千葉県策定の「社会福祉施設防災対策の手引」の改定年月日を修正

(2) 社会福祉施設等における対策

安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理者は、入所者等の安全を確保するため、施設の安全対策を講じるとともに、食糧・飲料水・医薬品等の備蓄、非常用発電機等の防災設備の整備、緊急時の応急対策体制を整えておく。</li> </ul>
防災教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理者は、職員や入所者に対して災害に関する基礎知識や災害時の行動について理解・関心を高めるための防災教育、災害時に適切な行動をとるための防災訓練を定期的実施する。</li> </ul>
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理者は、入所者と地域住民との交流に努め、災害時の協力体制づくりを推進する。</li> </ul>
施設間の相互援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の被災に備え、市は市内の特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームと相互援助協定を締結している。</li> </ul>

各社会福祉施設においては、千葉県の「社会福祉施設防災対策の手引」(平成26年8月令和3年2月改定)に記載された点検ポイント等を参考に対策の確認や見直しを行う。

震一 7 2 誤字を修正 (「交際」→「国際」)

4 外国人への支援

支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は柏市交際国際交流センター指定管理者と連携し、発災時の外国人支援対策本部の運営体制を整備する。</li> <li>多言語支援センターの設置に関して、必要な事前調査や事前準備等をリストアップし、多言語化が必要な事項については翻訳する。</li> </ul>
---------	---

震一 7 2 最新（令和 2 年度）の数値に修正

目標水準

指標の名称	現状値 ( <del>平成 30 年</del> 度令和 2 年 度)	目標値 (令和 2 年度)	指標の説明
K-Net 名簿の提供率	<del>92.6%</del> 93.1%	100%	避難行動要支援者がいる町会のうち、避難行動要支援者名簿を受領している割合
支援体制の構築	<del>58.0%</del> 67.0%	100%	避難行動要支援者がいる町会のうち、支援体制の構築（避難行動要支援者と支援者のマッチング）をしている町会の割合

震一 7 5 現状値及び指標の説明を修正

目標水準

指標の名称	現状値 ( <del>平成 30 年度</del> 令和 3 年度)	目標値 (令和 7 年度)	指標の説明
市指定緊急輸送道路	0%	100%	県指定緊急輸送道路と市内の <u>主</u> <u>要な</u> 防災拠点を結ぶ道路の指定割合

震一 7 6 非常用トイレ袋の備蓄率を修正

目標水準

指標の名称	現状値 ( <del>平成 30 年度</del> 令和 3 年度)	目標値 (令和 7 年度)	指標の説明
非常用トイレ袋の備蓄	<del>47%</del> <u>8</u> 6.0%	100%	避難所用に備蓄している非常用トイレ袋の備蓄目標に対する備蓄達成割合

震一 7 8 現状値を修正

目標水準

指標の名称	現状値 (平成30年度 令和3年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明
帰宅困難者対応訓練	1回	1回	多数の帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施数（訓練と検証を繰り返し実施）

震一 9 6 代替本部に水道部庁舎を追加

3 災害対策本部

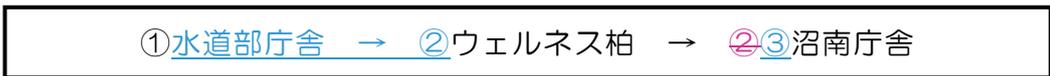
(1) 災害対策本部の設置

市長は、配備基準に該当する災害の発生、または本部設置の必要があると認めた場合に、災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

本部は、市役所本庁舎3階フロアに設置し、災害対応の意思決定機関としての機能を確保するため、同階庁議室を中心に資機材の設定と人員の配置を行う。

また、市長（以下「本部長」という）は、庁舎及び周辺地域の被災等によりその機能の維持ができない場合は、次の優先順位によりいずれかに設置する。

【代替本部】



震一 1 1 3 防災行政無線が自動放送される震度について、5強以上から5弱以上へ変更

ア 手段と内容

災害時における広報は、憶測による人心不安や不正確な情報による社会的混乱を防止し、民心の安定を図ることに重要な役割を果たす。また、情報ニーズは時間の経過とともに必要とする内容が変化していくため、収集した情報は次の伝達手段を用いて、確実、迅速かつ繰り返しに発信する。

伝達手段	内容
1 防災行政無線	■全国瞬時警報システム（Jアラート）と連動し、震度5強弱以上の地震が発生する場合（緊急地震速報）、地震が発生した場合に自動放送される。また、適宜情報発信の際に使用する。

震—130 応援対策職員派遣制度を追加

活動方針

(1) 緊急応援要請

ア 国

<p>応急対策職員派遣制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 応急対策職員派遣制度とは、総務省が構築した被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣する制度である。大規模災害（震度6弱以上の地震が観測された場合またはそれに相当する程度の災害を想定）が発生した場合、避難所運営や罹災証明書の交付等、迅速・的確な対応が求められる業務において、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災住民の生活再建を支援することを目的としている。</li> <li>■ 被災市区町村へ総括支援チーム（「災害マネジメント総括支援員」及び「災害マネジメント支援員」で構成されるチーム）が派遣される場合、次の3つを想定している。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合</li> <li>・被災都道府県が必要と判断した場合</li> <li>・確保調整本部（総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会にて構成されており、関係省庁や被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県等からの応援職員に関する情報の収集・共有や総括支援チーム派遣団体の調整・決定を行う）が得られた情報を基に必要と判断した場合</li> </ul> </li> </ul>
-------------------	---

震—131 「DPAT」を半角から全角に修正

イウ 医療提供者

<p>DMAT （災害派遣医療チーム）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市災害対策本部は、医療活動に人的応援が必要と判断した場合、県災害医療本部（DMAT調整本部）に知事に対しての派遣要請を依頼する。</li> <li>また、派遣要請の特例を利用する場合には、千葉県消防広域応援基本計画に基づき、広域応援統括消防機関である千葉市消防局に知事に対しての派遣要請を依頼する。</li> </ul>
<p>JMAT</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 救護本部から千葉県医師会に要請する。</li> </ul>
<p>DPAT DPAT （災害派遣精神医療チーム）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市災害対策本部は、必要に応じ、県災害医療本部内のDPAT調整本部に対し、DPATの派遣要請を依頼する。</li> </ul>
<p>日本赤十字社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市(保健福祉部)から日本赤十字社千葉県支部を通じて要請する。</li> </ul>

震—141 避難対策の表について、下の表から上の表に差し替え

第6 避難対策

項目	担当部局	関係機関
1 避難情報	総務部、消防局	消防団、柏警察署
2 立入禁止・制限、退去命令	総務部、土木部、消防局	消防団、柏警察署
3 避難情報発令の判断基準	総務部、都市部、土木部、消防局	
4 避難所開設・運営	地域づくり推進部、市民生活部、保健福祉部、都市部、生涯学習部、学校教育部	柏市社会福祉協議会、NTT、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）
5 要配慮者利用施設の避難体制の確保	総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、こども部、消防局	要配慮者利用施設
6 避難所の閉鎖条件	地域づくり推進部、市民生活部、保健福祉部、都市部、生涯学習部、学校教育部	柏市社会福祉協議会、NTT、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）

項目	担当部局	関係機関
1 避難情報の発令・警戒区域設定	総務部、消防局	消防団、柏警察署
2 避難所開設・運営	地域づくり推進部、市民生活部、保健福祉部、都市部、生涯学習部、学校教育部	柏市社会福祉協議会、NTT、協定先（旅館、ホテル、福祉施設）

震—146 ペット避難について文言を修正

Ⅱ 衛生管理

(I) ペット避難

- ・ペットと共に避難については同行避難を原則とすることが、災害種別、施設規模に応じて判断する。
- ・可能な避難所での衛生対策及びペットが苦手な避難者への配慮として、避難所屋内へのペットの持ち込みは原則禁止とするが、状況に応じて、避難所敷地内における飼育スペースの確保、給餌等、ペットの飼育に関するルールの取り決めについて、助言・指導する。指定や、受入れ可能施設との協定締結に努める。
- ・避難所運営マニュアルに、ペットと共に避難することや避難所における救護活動の観点を盛り込んでいく。
- ・避難時のペットの保護及び飼養は原則としてペットの管理者が行う。

- ・所有者・管理者が分かるよう、鑑札・マイクロチップを装着するものとする。
- ・盲導犬等の介助犬については、介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を求める。

**震一 1 4 9** 市内帰宅困難者対応の担当部局に土木部を追加

## 第7 帰宅困難者支援

項目	担当部局	関係機関
1 市内帰宅困難者対応	総務部、企画部、地域づくり推進部、経済産業部、 <u>土木部</u> 、生涯学習部、学校教育部	柏警察署、公共交通機関、大規模集客施設、柏駅周辺帰宅困難者対策ネットワーク
2 広域帰宅困難者対応	総務部	災害時帰宅支援ステーション（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）

**震一 1 5 9** 行方不明者の氏名情報等の公表について追加

**(2) 行方不明者・~~死亡者~~の確認氏名情報等の公表**

災害時において、行方不明者の氏名情報等は今までは公表していなかったが、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、行方不明者の氏名情報等を公表する。

**ア 公表基準**

行方不明者の氏名情報等は、原則公表する。ただし、次のいずれかに該当する場合は公表しない。

(ア) 当該行方不明者の氏名情報等を公表しても、救出・救助活動に資することがないと判断される場合

(イ) 当該行方不明者が支援対象者であるか、又は、不明の場合

(ウ) その他、氏名情報等を公表しない相当な理由がある場合

**イ 公表範囲**

氏名、住所（大字まで）、性別、年齢及び被災状況

震一 1 6 1 土砂災害対策について避難情報の文言を修正  
 避難準備・高齢者等避難開始→高齢者等避難  
 避難勧告，避難指示（緊急）→避難指示

**活動目標**

3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内被害確認開始           <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の被害確認</li> <li>・気象予測</li> </ul> </li> <li>◆ 避難情報の発令           <ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>避難準備</del>・高齢者等避難開始（警戒レベル 3）</li> <li>・<del>避難勧告（警戒レベル 4）</del>、避難指示（緊急）<del>（警戒レベル 4）</del></li> <li>・広報活動、避難誘導</li> </ul> </li> <li>◆ 避難所の開設</li> </ul>
--------	--

震一 1 6 1 危険箇所の表記について，基礎調査予定箇所 1 4 5 箇所を追加

**活動方針**

**(1) 市内被害確認開始**

**ア 危険箇所の被害確認**

市（都市部）は、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害危険箇所）の巡視や市民からの情報を通じて、災害発生場所や土砂災害前兆現象を把握し、危険箇所を特定する。

(ア) 土砂災害警戒区域：57 箇所

(イ) ~~パトロール実施箇所（急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害危険箇所））：68 箇所：~~  
4 箇所

——※内 57 箇所は(ア)に含む(イ) 基礎調査予定箇所：1 4 5 箇所

震一 1 6 2 避難情報の文言を修正  
 避難準備・高齢者等避難開始→高齢者等避難  
 避難勧告，避難指示（緊急）→避難指示

**(2) 避難情報の発令**

**ア ~~避難準備~~・高齢者等避難開始（警戒レベル 3）**

市（本部事務局（情報統制班））は、土壌雨量の状況を勘案し、避難の勧告・指示に先立ち、一般住民の避難準備と要配慮者の避難開始を促すため「~~避難準備~~・高齢者

等避難開始（警戒レベル3）」を伝達する。

#### イ ~~避難勧告指示（警戒レベル4）・避難指示（緊急）（警戒レベル4）~~

市（本部事務局（情報統制班））は、余震、土壌雨量などの状況を勘案し、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況や危険の切迫性に応じて本部長へ避難~~勧告（警戒レベル4）~~や~~避難指示（緊急）（警戒レベル4）~~等の発令を打診する。

本部長は、打診内容により迅速に措置を講ずる。また、必要に応じ災害対策基本法第63条の警戒区域の設定を行う。

また、市（土木部）は、柏警察署と協議し、道路交通規制区域及び迂回路の設定を行う。国道、県道は、国、県と協議する。

### 震—162 広報活動における「電話連絡網による電話」を削除

#### ウ 広報活動

警察官、消防団員、町会・自治会・区等の協力のもと、対象世帯の戸別訪問を実施する。

また、防災行政無線塔による一斉放送、警鐘、かしわメール配信サービス、防災アプリ、Twitter、Facebook、~~電話連絡網による電話~~、広報車の巡回、報道機関の協力等あらゆる広報手段を活用する。

震—192 表の表記を変更（内容の変更なし）

1 被災者の生活確保

(1) 支援金の支給・貸付

被災者生活再建支援金	「被災者生活再建支援法」（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給する。		
被災世帯の区分 (損害割合)	支援金の支給額		
	基礎支援金	加算支援金	
		住宅の再建手段	支給額
全壊(50%以上) 解体・長期避難	100 万円	建設・購入	<del>200 万円</del> 200 万円
		補修	<del>400 万円</del> 100 万円
		賃借	50 万円
大規模半壊 (40%台)	50 万円 50 万円	建設・購入	200 万円
		補修	100 万円
		賃借	<del>50 万円</del> 50 万円
中規模半壊 (30%台)	—	建設・購入	<del>400 万円</del> 100 万円
		補修	<del>50 万円</del> 50 万円
		賃借	<del>25 万円</del> 25 万円
災害弔慰金等	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び柏市災害弔慰金条例（昭和 50 年柏市条例第 16 号）に基づき、遺族に対し災害弔慰金を支給するとともに、障害を負った市民に災害障害見舞金の支給を行う。		
	災害弔慰金	生計維持者 500 万円	その他 250 万円
	災害障害見舞金	生計維持者 250 万円	その他 125 万円
災害見舞金等	災害により住家に被害を受けた市民に対し、柏市災害見舞金等支給規則に基づき、災害見舞金、災害給付金を支給する。		
資金の貸付	被災者のうち要件に該当する者に対し、災害援護資金、生活福祉資金（千葉県社会福祉協議会）、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。		